

## 弘前市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、弘前市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への事業者等の広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 市ホームページ内に表示されるバナー広告をいう。
- (2) リンク 市ホームページから広告主のホームページへ繋げることをいう。

(広告の募集方法)

第3条 市長は、市ホームページに広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたとき、あるいは空きが生じることが明らかになったとき、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集することができる。

(広告の規格及び掲載位置)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横170ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG
- (3) 容量 10KB以下

2 前項に定めるもののほか、広告に関する規格は別途弘前市ホームページ広告ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定める。

3 広告を掲載する位置は、市ホームページのうち、次の階層等を除く部分で市長が定めるものとする。

- (1) <https://www.city.hirosaki.aomori.jp/gikai/>（弘前市議会のページ）
- (2) <https://www.hirosakifd.jp/>（弘前地区消防事務組合のページ）
- (3) <https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyoseibi/>（弘前地区環境整備事務組合のページ）
- (4) このほか広告の掲載が不適當であると市長が認めるページ

4 広告欄には、「広告」等の文言を記述する等の方法により、当該欄が広告欄であることを明示する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は月を単位とし、連続して掲載することができる期間は最大

1 2か月とする。

2 広告掲載期間中に市の都合により、更新、メンテナンス等で、市ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときであっても、掲載期間は延長しない。

3 広告掲載の開始日は当該広告を掲載する月の1日とし、掲載終了日は当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む)は、次のとおりとする。

(1) ホーム 1枠当たり月額10,000円とする。ただし、連続した12か月の申し込みの場合は1枠当たり年額100,000円とする。

(2) ホーム以外 1枠当たり月額3,000円とする。ただし、連続した12か月の申し込みの場合は1枠当たり年額30,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、弘前市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に広告掲載希望者の概要がわかる資料、掲載しようとする広告の案及び画像データを添えて、市長が定める期限までに、持参又は郵送(当日消印有効)で申込むものとする。この場合において、当該画像データの作製経費は広告掲載希望者の負担とする。

2 申込締切りは、掲載を開始する月の前月10日までとする。ただし、その日が土曜日、日曜日、年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときには、これらの日の前日までとする。

(広告掲載の決定及び通知)

第8条 前条の規定による広告申込があったときは、提出された資料、広告原稿(画像データ)の内容及びリンク先が、弘前市ホームページ広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと並びに弘前市有料広告取扱要綱、弘前市有料広告掲載基準、この要領及びガイドライン(以下「要綱等」という。)に違反していないことを審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は掲載申込が市ホームページ上の広告枠の数を超える場合は、次の順位により決定するものとする。

(1) 広告掲載期間が長いもの

(2) 市内に事業所を有するもの

3 広告掲載の可否が決定したときは、その結果を弘前市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は、弘前市ホームページ広告非掲載決定通知書(様式第3

号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告等の変更)

第10条 広告主は広告の内容、及びリンク先の変更、又はリンク先ホームページの内容の大幅な変更を行おうとする場合は、事前に弘前市ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第4号)に画像データを添えて、市長に提出しなければならない。この場合、当該画像データの作製経費は、広告主の負担とする。ただし、広告の内容を変更しない場合は、当該画像データの添付を不要とする。

2 市長は前項の申し込みを受けたときは、内容を審査し、その可否を決定し、当該広告主に通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認める条件を付することがある。

3 前項の通知は、弘前市ホームページ掲載広告等変更承認通知書(様式第5号)又は弘前市ホームページ掲載広告等変更不承認通知書(様式第6号)により行なうものとする。

(広告掲載の取り止め等)

第11条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り止める場合は、弘前市ホームページ広告掲載取り止め申出書(様式第7号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申し出を受けたときは、広告掲載取り止め希望日から広告を削除するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 第10条の規定による手続きを行わないとき

(3) その他市ホームページへの掲載が不適當であると市長が判断したとき

(広告掲載料の還付)

第13条 前2条の規定により掲載した広告の削除及び一時中止をした場合、納入した広告掲載料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(免責事項)

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の返還、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他の市のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止

2 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合（サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービス利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因いかんを問わない。）について、賠償する責任を負わないものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第15条 広告主は、市ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載について必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年12月19日から施行する。

この要領は、平成26年1月13日から施行する。

この要領は、令和5年3月1日から施行する。